

## 1 基本方針

- (1) 人権は尊重されなければならないということを前提に、いじめは絶対に許さないとの確固たる共通認識を持って指導に当たる。
- (2) いじめの実態や原因等について正しく理解し、いじめられている生徒の側に立って対応する。
- (3) いじめの背景にも目を向け、集団全体を見据えた指導をする。
- (4) 生徒自らが互いの人権を尊重し合い、「いじめ」に対する危機管理能力を持てるよう、あらゆる機会を通して指導していく。また、教員自身も常にアンテナを張り巡らし、些細なことでも情報を共有し合って、早期発見・早期対処に心掛ける。
- (5) けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

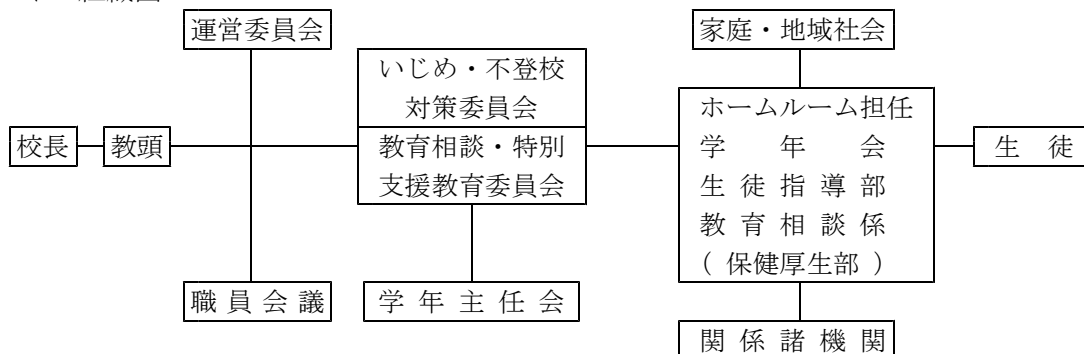
## 2 いじめ防止対策組織について

- (1) 「いじめ・不登校対策委員会」について

### ア 委員構成

教育相談・特別支援教育委員会が「いじめ・不登校対策委員会」を兼ねる。構成員は、校長、教頭、保健主事、教務主任、生徒指導主事、当該学年主任、当該ホームルーム担任、教育相談係、養護教諭及び当該顧問又は教科主任である。

### イ 組織図



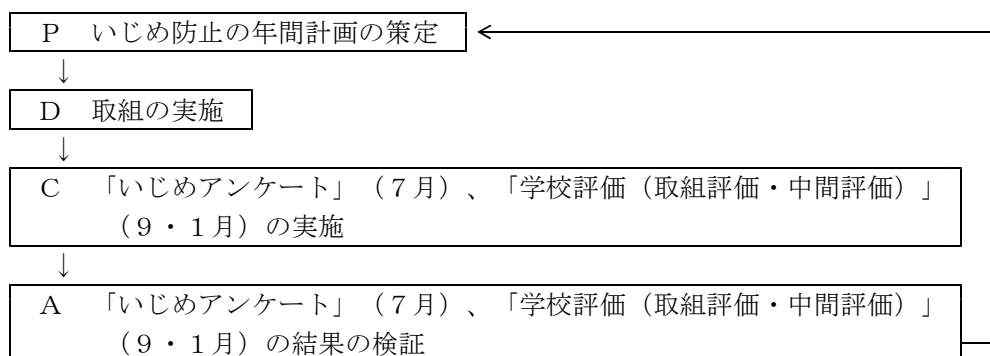
### ウ 指導・支援チーム

学年主任、ホームルーム担任を中心として、生徒指導主事、養護教諭、相談係に加え、関係の部活動顧問等が事情を迅速に把握し、連携を取り合って必要な対策をとる。事案により、スクールカウンセラーなど外部の専門機関との連携も図る。

生徒指導部は、外部組織のネットパトロール等と密接に情報交換を行うことで、早期発見に努める。

- (2) 「いじめ・不登校対策委員会」の役割や機能等

### ア 取組の検証 (P D C A サイクル)



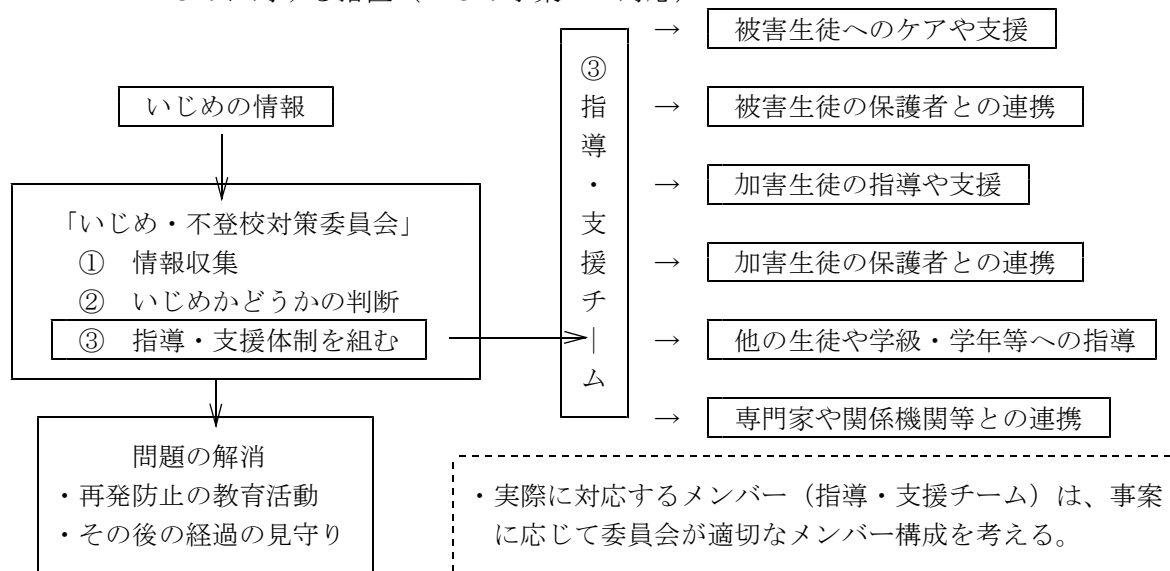
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会で、「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」で検討した内容を職員会等で報告する。
- ・ 現職研修等で、年2回程度、「いじめ・不登校」をテーマとした講話やケーススタディを実施する。

ウ 生徒・保護者及び地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・ 「学校いじめ防止基本方針」及び「自己評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

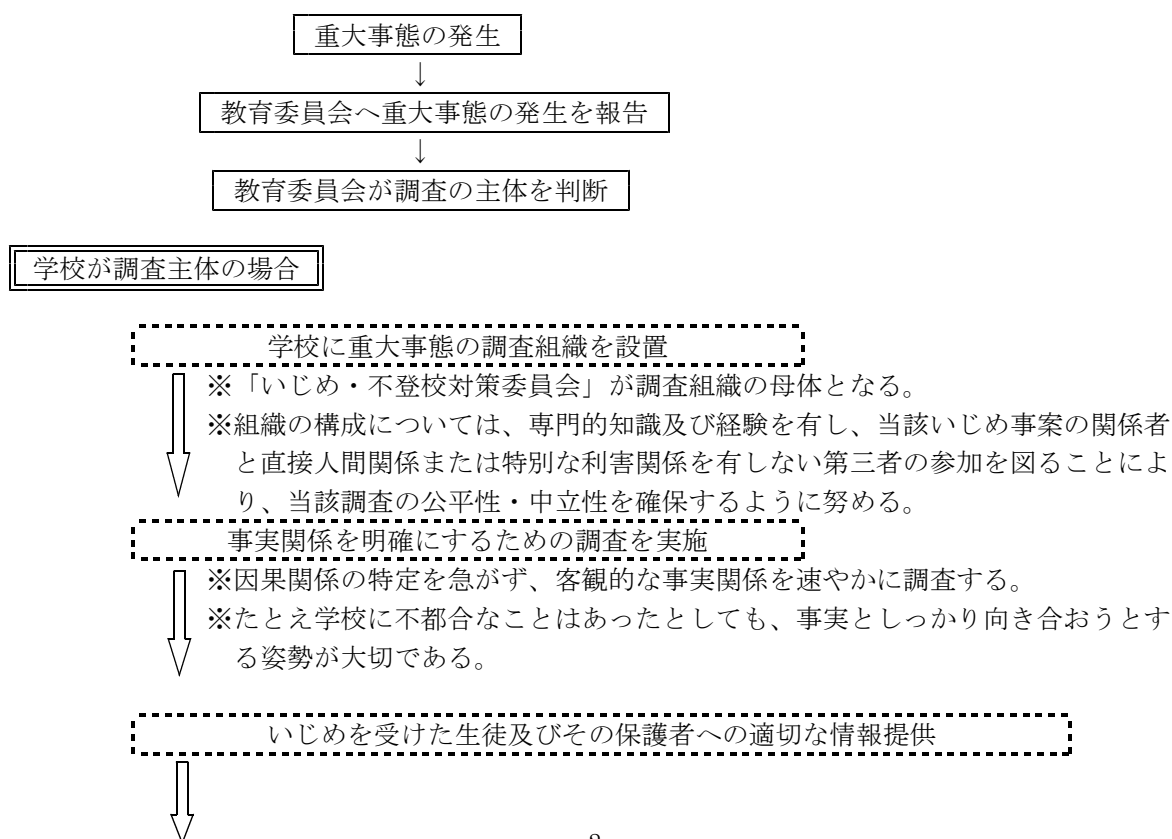
エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）



オ 重大事態への対応

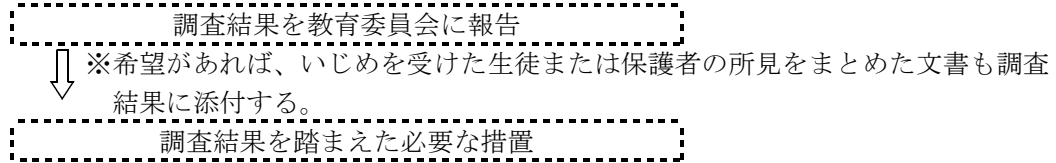
重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会へ報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図（学校用）」（下記）に基づいて対応する。

学校が調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。



※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査に当たって実施したアンケートは、提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。



### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解を持ち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実、体験活動・就業体験の推進を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、わかりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は定期的なアンケート調査や個人面談などにより、生徒の些細な兆候から、いじめを積極的に認知するよう努める。
- イ いじめを認知またはいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・不登校対策委員会」に報告し、組織的に対応する。
- ウ 「いじめアンケート調査」（年1回）を実施し、個人面談及び朝の健康観察で折に触れていじめの確認を行うとともに、教育相談の充実を図る。

#### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」で組織的に対応する。  
発見者から素早くホームルーム担任及び学年主任へ連絡する。事例に応じ、教育相談係、生徒指導部など関係部署と緊密に連絡を取り、管理職にも連絡する。事実確認のための聞き取り調査等を実施し、「いじめ・不登校対策委員会」で速やかに情報を共有し、組織的に対応方針を決定する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。  
被害者には、心のケアを心掛けるとともにサポート体制づくりをしていく。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。  
加害生徒には、状況に応じて外部組織や保護者と連携して、必要な指導をするとともに本人の精神的成長を促すよう心掛ける。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日頃から情報モラル教育の充実を図る。
- キ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努める。

(4) 取組の年間計画

	未然防止・早期発見の取組	関係委員会等の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施（毎日）【全学年】㊦ ○クレペリン検査【1年】㊦ ○相談室やSCの周知【全学年】㊦ ○面接週間【全学年】㊧ ○環境整備作業【1年】㊦㊧	○学年主任会での情報交換（毎週） ○担任会（毎週）・学年会（隔週）での情報交換	○入学時の説明
5月	○公開授業【全学年】㊦ ○安全講話【全学年】㊦ ○クレペリン説明会【1年】㊦ ○AMI調査（いじめアンケート）の実施【全学年】㊦	○生徒指導部委員会・保健厚生部会における情報交換（毎週）	○PTA交通安全モニター（5・6・9・11月） ○校外指導 ○学年懇談会【2・3年】 ○学級懇談会【1年】
6月	○学校祭の準備活動等における監察指導 特 ㊧	○いじめ・不登校対策委員会（現職研修①：ケーススタディ）	○学年懇談会【1年】 ○本校保護者への公開授業 ○本校評議員への公開授業
7月 ・ 8月	○インターンシップの実施【2年】進 ○夏季休業前の健康指導【全学年】㊧㊦		○保護者会 ○PTA七夕指導

9月	○面接週間【全学年】㊧	○学校評価（取組評価・中間評価）→検証	
10月	○公開授業【全学年】㊦ ○修学旅行前の健康調査【2年】㊧㊦		
11月	○クリーンフェスティバル【1・2年】㊦㊧㊦	○いじめ・不登校対策委員会（現職研修②：ケーススタディ）	○本校保護者・中学校保護者・中学校教職員への公開授業 ○本校評議員への公開授業 ○生徒・教職員・保護者のボランティア活動（クリーンフェスティバル）の実施
12月	○人権講話【全学年】㊦		○保護者会
1月 ～ 3月	○情報モラル講話【新入生オリエンテーション】㊦	○学校評価（取組評価）→検証 ○いじめ・不登校対策委員会（現職研修③：ケーススタディ）	○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。

㊦：教頭                      ㊦：総務部                      進：進路指導部                      生：生徒指導部  
 保：保健厚生部              特：特別活動部              学：学年会

(5) 取組における検証について

- ア 関係委員会で常に情報交換とともに取組についての検証も実施する。また、7月のAMI調査で集約された情報についても、各委員会に情報を流すことで早期対応に心掛ける。
- イ 各学期ごとにいじめ・不登校対策委員会（教育相談・特別支援教育委員会）を開催し、情報交換するとともに、スクールカウンセラーの参加も求めて適切なアドバイスを受ける。
- ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の改善を図る。